

# 非密封RI譲渡・譲受手続き(貸切便による輸送は除く)

※平成19年度より非密封RIの譲渡・譲受手続きが変更になりました

～平成18年度

平成19年度～

譲受希望者(事業所)

①譲受同意書を郵送

大学開放研究室

②非密封RIの搬出

譲受希望者(事業所)

①譲受依頼書をe-mailで提出

大学開放研究室

②譲渡同意書をe-mailで通知

③譲受同意書を郵送

④非密封RIの搬出

## 手続きの流れ

1. 譲受希望者は照射・実験申込時に「非密封放射性同位元素譲受依頼書」を大学開放研ホームページの「各書式のダウンロード」よりダウンロードします。必要事項を記入して大学開放研宛て(kaihoken@kaihoken.nuclear.jp)にeメールにて送ります。
2. 大学開放研より照射日以降に「非密封放射性同位元素譲渡同意書」をeメールにて送ります。
3. 譲受希望者は大学開放研より送られた「非密封放射性同位元素譲渡同意書」の内容を確認し、「非密封放射性同位元素譲受同意書」を大学開放研ホームページの「各書式のダウンロード」よりダウンロードします。必要事項を記入・捺印し、大学開放研宛てに郵送します。
4. 大学開放研は郵送された「非密封放射性同位元素譲受同意書」の内容を確認し、非密封放射性同位元素を譲受希望者の事業所に搬出します。